

令和6年度（任意継続組合員向け）人間ドック事業実施要項

1. 目的

人間ドックを実施し、潜在する疾病等を早期に発見することにより、任意継続組合員の健康の保持及び増進を図る。

2. 対象者

令和6年4月1日現在満35歳以上で、令和6年4月1日から人間ドック受診日に至るまで引き続き任意継続組合員資格を有する者。

3. 実施機関、実施定員及び自己負担金

別紙1「令和6年度人間ドック実施機関一覧表」のとおり
ただし、自己負担金は受診時に検診機関の窓口で支払うものとする。

4. 実施期間

令和6年6月から令和7年3月下旬まで

5. 検査項目

別紙2「令和6年度人間ドック検査項目一覧表」のとおり

6. 申込み方法

希望する本人が必ず下記事項に同意したうえで、指定の「任意継続組合員 人間ドック申込書」に必要事項を記入し、**申込期限（令和6年4月18日（木））**までに共済組合へ提出するものとする。

【同意事項】

① 個人情報に関する事項

- (1) 受診案内を効率的に実施するため、「任意継続組合員 人間ドック申込書」に記載された個人情報及び共済組合が保有する個人情報を受診予定の検診機関へ提供すること。
- (2) 人間ドックの検査結果を特定健康診査の健診結果として共済組合が取得し、健康増進に資する事業や特定保健指導の実施に利用すること。（外部委託している業務については委託会社に対して必要な個人情報を提供します。）
- (3) 国及び地方公共団体等から人間ドックの検査結果を特定健康診査、特定保健指導及び健康増進を目的とした統計資料の作成を目的として提供依頼を受けた場合に、個人を特定できない統計情報として提供することがあること。

② 申込・決定に関する事項

- (1) 決定を受けた場合であっても以下に該当する場合は、当該決定は失効すること。
 - ・受診時において任意継続組合員の資格を喪失している場合
 - ・当初決定していた受診日を変更した場合で、その後の日程調整が難航したことにより当該年度中に受診できなかった場合
- (2) 決定となった後、検診機関を変更することはできないこと。
- (3) 実施期間中に、決定の取消や申込みの取止めなどにより欠員が生じた場合であっても、追加申込みや決定は行わないこと。

③ 受診に関する事項

- (1) 人間ドックについては特定健康診査及び定期健康診断等の検査項目を包含しているため、検査項目等を欠落することのないよう努めること。
- (2) 一部の検診機関においては、人間ドックに併せて生活習慣を見直すことを目的とした特定保健指導（初回面談）を実施することを基本とするので、対象となった方

は原則受診すること。

(3) 原則として、本人及び検診機関のやむを得ない事情等により検査項目の一部を実施しなかった場合であっても自己負担額の減額は行わないこと。

7. 受診者の決定

検診機関ごとの申込人数が実施定員の範囲内である検診機関については、申込者全員を受診者として決定し、申込人数が実施定員を超過している検診機関については、以下の抽選条件により受診者を決定する。

※ 第1抽選の順位が上位である者から順に決定し、同順位の場合は第2抽選を併用する。この抽選条件で決定できない場合は、ランダム抽選により決定する。

第1抽選（受診履歴）

優先順位	抽選条件	優先順位	抽選条件
1	過去5年間に1回も受診していない	6	過去5年間でR5年度の1回のみ受診
2	R5年度未受診で過去5年間に1回受診	7	過去5年間でR5年度を含めて2回受診
3	R5年度未受診で過去5年間に2回受診	8	過去5年間でR5年度を含めて3回受診
4	R5年度未受診で過去5年間に3回受診	9	過去5年間でR5年度を含めて4回受診
5	R5年度未受診で過去5年間に4回受診	10	過去5年間で全て（5回）受診

※ 抽選条件の受診回数は現職時に受診した受診履歴も含み、受診した検診区分の種類（泊、1日、婦人及び脳）を問わず、いずれの場合であっても1回として累積する。

第2抽選（年齢）

順位	年齢	順位	年齢
1	35歳	5	50歳
2	59歳	6	45歳
3	60歳以上	7	40歳
4	55歳	8	58歳～（1歳下がるごとに順位を1つ下げる）

※ 年齢は令和6年4月1日現在となります。

8. 「追加申込み」について

「追加申込み」は、申込者数が検診機関の実施定員に満たなかった場合に、当初の抽選（第一希望の検診機関での抽選）において不決定となった者が、欠員が生じているその他の検診機関で2回目の抽選に申込みすることができる取扱いです。

あらかじめ実施定員に満たない検診機関を想定することができないため、追加申込みは検診区分のみの選択となります。検診機関は選択できません。

追加申込みを希望するときは、「任意継続組合員 人間ドック申込書」の追加申込みの項目の「1. 希望する」へ○をしてください。希望しない場合は「2. 希望しない」へ○をしてください。

なお、対象者に係る要件等（申込対象者、抽選及び決定）は当初募集と同じ取扱いとなります。